審　査　基　準

年　　月　　日作成

法　令　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第49条の２第５項
処分の概要：	駐車の許可
原権者（委任先）：	警察署長
法令の定め：	
審査基準：	別紙のとおり
標準処理期間：	３日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申　請　先：	
問い合わせ先：	
備　考：	